

柏市土木工事共通仕様書の改訂について

柏市総務部技術管理課

柏市の発注する土木工事の共通仕様は、千葉県土木工事共通仕様書によるものとしているが、第1編第1章総則及び第3編第1章総則についてのみ柏市版として定めている。

平成29年度に国土交通省及び千葉県が改訂を行っており、これに合わせ柏市においても当該部分の改訂を行う。

1. 適用日

平成30年8月1日以降公告にかかる契約に適用する。

2. 土木工事共通仕様書について

1) 目的

工事契約に関する問題発生を未然に防止し、発注者の要求する品質、出来形を確保するためのもの。

2) 位置付け

契約図書とは、契約書及び設計図書により相互に補完し、契約の履行を拘束するものである。

設計図書とは、図面、工事数量総括表、仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、及び質問回答書である。

3) 役割

契約書を補完するもの。

発注者と受注者との契約上の伝達書類として、工事を円滑に進めるための技術的事項を収録した「ルールブック」。

3. 平成30年度改訂版の概要

「語句の修正、文章表現など軽微な修正」、「諸基準等の改定による追加・修正等」を行った。

以下に主な改訂概要を示す。

1) 第1編共通編1-1-2用語の定義

用語を追記修正した。

また、定義にあわせ全編で文章表現の修正を行った。

2) 第1編共通編1-1-10 施工体制台帳

施工体制台帳に記載すべき内容について追加した。

3) 第1編共通編1-1-18 建設副産物

平成29年度末に建設リサイクルデータ統合システムC R E D A S が廃止されたことに伴い、「再生資源利用計画書」，「再生資源利用促進計画書」，「再生資源利用実施書」，「再生資源利用促進実施書」の作成・提出方法について記述を変更した。

4) **時点修正**

諸法令・基準等の改正に伴い時点修正を行った。